

ビル火災と都市災害——飯野雅章

最近ビル火災の恐ろしさが一般の関心をよぶようになったが、これは比較的新しいことである。もともとわが国の建築物には、木構造のものが多く、それがわが国の建築物火災の主役を演じていた。

そして、このような木造建築物の密集した市街地の大火が最も恐れられ、これに対する対策が建築防火の重要な課題であった。

このため、市街地建築物法の流れを受け継ぐ建築基準法の防火関係規定は、当初集団規定を中心に建築構造の不燃化や延焼の防止に重点をおいて、都市防災に寄与することをねらいとしていた面が強い。たとえば、防火構造や防火戸は、現在では防火区画等に使用されるが、元来はもっぱら延焼防止のため屋外に面して使用されるものとして規定されていたものである。しかしながら、かつてはほとんど木造建築物で占められていたわが国の都市は、この十数年間に急速に不燃化されてきた。すでに全国の年間着工延べ面積合計で木造建築物が全体の50%を下回るに至った。また、ストックにおいても市街地の都心部の地区をとれば、ほとんど完全不燃化に近い状態となっている。

このように都市の不燃化が促進されたことは、都市防災上まことに喜ばしいことであって、その成果は高く評価されるべきであり、この結果、全国的に市街地大火の危険性が著しく減少したことは確実である。しかし、都市社会や科学技術の進展に応じて災害のほうも質的に進歩すると考えなければならぬ。

都市機能の拡大とその集中によって、都市地域の土地の高密度利用が要請され、その結果、建築物の不燃化が促進されたが、一方では建築物の高層化、大規模化および地下深層化ならびに可燃物または危険物の増加をもたらし、新しい危険が生じてきた。

それが端的に現われたのがビル火災やコンビナート災害であるがビル火災そのものは決して新しい災害とはいえない。戦前では東京の白木屋百貨店の例があったし、諸外国の例でも19世紀以来起ったビル火災を幾つもあげることができる。

ところが、現在の都市社会においては、建築機能の公共化によって、多くの市民にとってビルを利用しなければ都市生活が成り立たなくなったことから、ビル火災が都市生活に密接にかかわる問題として改めて重大視されることになったと考えることができる。

昭和42年の消防審議会の答申「超高層建築物と地下街の防災対策」においてもビル火災対策として具体的に幾つかの事項をあげている。これと前後して消防法や建築基準法の単体規定に、その対策がだんだんと盛り込まれ強化されてきたが、卒直にいつてビル火災の対策となると、いまだに決め手を欠くのが現状である。

さる5月13日、大阪市千日デパートで発生した火事で多くの死傷者を出した事件は、上記の法的措置がとられた直後に追い打ち的に起ったものだけに、いっそう深刻な衝撃を関係者に与えた。

ところが、千日デパートも含め

て、この数年間に発生した幾つかのビル火災の事例をならべてみると、ビル火災の多様性というかあるいは特殊性ともいべき面が目につき、建築物の構造、周囲の環境、火災の状況などを含めて一概に論ずることができない点に気がつく。

もちろん、ビル火災特有の共通点もある。たとえば、煙の充満による消火・避難・救助の活動の困難性をあげることができる。しかし、ビル火災対策を考える場合、とにかくこの共通点に目をとられやすく、ビル火災の多様性を見落していることが多い。固定観念にとらわれた方策で変化自在の敵に立ち向ってもうまくゆく道理がない。だから大然閣ホテルの火災から得られる教訓が千日デパートの火災防止にどれほど役立ちうるかは、はなはだ疑問なのである。

安全確実なビル火災対策というもの、相当多くのビル火災の事例を総合的に検討して初めて得られるものであろう。過去に生じた多くの火災事例は、小さなものを含めてそれぞれ貴重なデータをわれわれに提供してくれる。もっとも事故がなければ対策がたたないのでは困るから、常に新しい技術や社会の変化に応じて起こりうる新しい種類の災害に対する予測力が要求されるのである。そして、この対策は、防災関係法令の基準、建築物の設計、施工および管理の技術に急速に反映される状態となっていなければならない。このような建築防災対策には、きわめて高度な理論に基づく面があるかと思うと、直感的な常識に頼るほかにすべがない面が存在する。

さてそこで、建築防災の問題から、都市防災のそれに目を転じてみると、問題はより複雑であるこ

とに気がつく。

都市はその細胞ともいべき建築物の集合体であるから、その災害の質もより多様性に富んでいると考えられるが、都市災害の事例が少ないだけに、それを予測することが、きわめて困難である。また、生活様式、価値観、情報伝達手段、エネルギー供給等の変化によって、都市は建築物以上に質的変革が進んでいるのではなからうか。先に市街地大火の危険は減少したと記したが、これは一般的傾向であって、まったく恐れがなくなったわけではない。

人々が大都市の大震災を論ずる場合、関東大震災の状態を想定するが、将来起こりうる大震災は、恐らくこれとかなり違ったものではないかと考えている。

現在の大都市は、当時と比べてすでに質的にも量的にもまったく異なっている。関東大震災は地震動のあとパッと華々しく焼けた外観的で陽性の災害であったが、現在の東京や大阪で震災が起るとすれば、さながらビル火災のようにブスブス燻りながら中枢機能を

侵すような内患的で陰性の災害になると予想したほうがよい。

しかし、それが具体的にどのようなものであるかは、まったく想定しにくいし、いたずらに漫画的空想を描くことは慎みたい。

現在の都市機能の特性からみて大都市地域の防災計画は、市町村単位では十分ではなく、広域的に少なくとも都府県単位に、大都市地域では首都圏または近畿圏の近郊整備地帯の範囲程度の広さで策定されることが必要であろう。そして、その基本防災計画に基づいて、市町村またはそれ以下の地域コミュニティを単位とした、段階的計画を構成することが望まれる。また、具体策としては、大都市の大震災として幾つかの提案が出されているが、なかでも最も効果的で重要だと思われるのは、公園、緑地、広場、街路等のオープンスペースを都市内に十分確保することであろう。

これは、将来起こりうるどのような災害に対しても、避難、救援、消火等の活動に有効に活用されることは明らかである。

大都市地域におけるオープンスペースの確保には高額な費用を要するが、非常時の利用のほか都市の環境保全や将来の都市機能変革に活用できることを考慮すれば、市民にとって十分に値打ちがあると考えてよい。ところが、現在都市内の公共空地が不足しているだけでなく、逆につぶされていく傾向があるのは見るに耐えない。たとえば、都市公園内に耐火建築物といえども、図書館や文化会館などを建てることは、特別の場合を除いて制限することが必要だ。また、広場や街路の下に地下街を建設することもやめたい。一般にいわれている地下街自体の危険性については、極端にいえば自業自得であって、しかもかなりやかましい基準によって防火措置がとられているからよいが、都心部の最も危険の高い地区のオープンスペースを安易に地下街でつぶすことについては、地盤面下といえども都市防災の観点から再考の必要がある。

(筆者・自治省消防庁予防課 課長補佐)

新刊発売中

市街地土木工事の仮設と安全対策

●B5判 232 ページ・上クロス装 定価 2200 円 会員特価 2000 円 (〒170 円)●

●市街地土木工事公衆災害対策要綱の改正について / 建設省・鈴木恒夫 ●市街地における大規模掘削工事の安全対策 / 交通営団・蛭川達郎 ●作業場付近の交通対策 / 警視庁・若林徹雄 ●営業線近接工事の安全対策 / 国鉄・田中和夫 ●埋設物の保安処理 / 東京ガス・山口靖之 ●酸素欠乏症 / 労働省・中西吉造 ●土留工 / 鹿島建設・堀井陽三 ●路面覆工 / 都交通局・吉田収一 ●重量物の運搬と架設 / 東京鉄骨橋梁・松岡亮一 ●市街地における杭打ち作業 / 前田建設・中野衛 ●コンクリート地下連続壁の施工 / 大林組・東浦信光 ●足場と支保工 / 大成建設・黒沢透 ●

申込先 〒160 東京都新宿区四谷1丁目 土木学会刊行物頒布係 Tel. 351-4131(直)